



お知らせ

国民健康保険被保険者証が更新されます

伊奈庁舎国保年金課 (内線4403)

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、7月31日(土)までとなっています。新しい被保険者証は、7月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主宛に郵送します(特定記録郵便)。お手元に届きましたら記載内容を確認し、8月1日(日)からは新しい被保険者証で受診してください。郵送を希望しないなど、被保険者証を窓口で受け取りたい方は、国保年金課までご連絡ください。

※70歳以上75歳未満の方には、自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。



お知らせ

医療福祉制度(マル福)が高校生も対象に

伊奈庁舎国保年金課 (内線4406)

10月から外来診療分が、所得制限なく高校3年生まで拡大します。

▼拡大対象者Ⅱ市内に住所のある高校1年生〜3年生相当の方

※重度心身障害者マル福、母子・父子マル福を受けている方は、今お持ちのマル福受給者証を引き続きお使いください。

▼申請方法Ⅱ該当者には、8月上旬に申請書をお送りします。記載してある必要な書類を添付して次の期間に

郵便で返送してください。

▼受付期間Ⅱ8月2日(月)〜8月31日(火)

▼受給者証送付日Ⅱ9月下旬にご自宅に郵送予定です。



お知らせ

国民健康保険税を一部改正します

伊奈庁舎国保年金課 (内線4404)

国の税制度改正に合わせ、国民健康保険税(以下「国保税」)の改正を行いました。

■税額の算出方法

国保税は、「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」の3つに区分されます。これらは、加入世帯の合計所得や加入者数から算出さ

れます。

○改正点 軽減判定所得の変更

加入世帯の合計所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均等割」と「平等割」がそれぞれ7割、5割、2割軽減されます。個人所得課税の見直しに伴い、低所得者の国保税の軽減基準が変更になりました。

■改正前

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円
5割	33万円 + 28.5万円 × 国保加入者数
2割	33万円 + 52万円 × 国保加入者数

■改正後

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
5割	43万円 + 28.5万円 × 国保加入者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
2割	43万円 + 52万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)

※基準以下の場合が対象です

※1 一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

※2 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含みます。